

地方独立行政法人長野市民病院 役員報酬等の支給基準（案）について

地方独立行政法人法【抜粋】

（役員報酬等）

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積もりその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

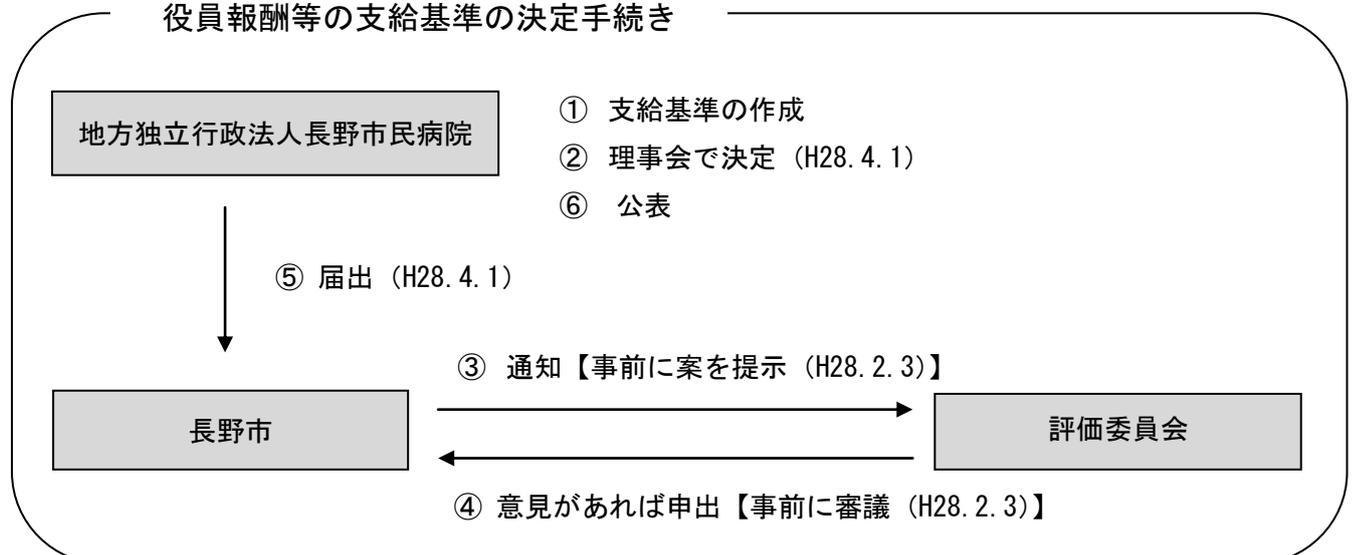
（準用）

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。

この場合において、第 48 条第 3 項中「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積もり」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第 50 条第 1 項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

役員報酬等の支給基準の決定手続き



役員報酬等支給基準（案）

1 役員報酬の考え方

- (1) 地方独立行政法人への移行前後で市民病院の使命・役割は大きく変わらない。
- (2) 地方独立行政法人への移行時においては、給与制度を含む人事制度については、現行どおり引き継ぐ。
- (3) 移行後の役員(特に理事長)の職務内容は、より経営責任が問われる等、移行前と同等以上である。

2 役員報酬等支給基準（案）

(1) 常勤役員（専任の場合）

常勤役員は、基本給、役員手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、賞与を支給する。また、退職したときは退職手当を支給する。

役職名	基本給月額	役員手当	地域手当	通勤手当	単身赴任手当	賞与	退職手当
理事長	1,034,000円	200,000円	長野市の例による※	長野市の例による	長野市の例による	(基本給+地域手当)×3.1ヶ月	基本給×在職年数
副理事長	817,000円	150,000円					
理事	705,000円	120,000円					

※(基本給+管理職手当+扶養手当)×15%(医師)又は3%(医師以外)

(2) 常勤役員（職員兼務の場合）

「地方独立行政法人長野市民病院職員給与規程」及び「地方独立行政法人長野市民病院非正規職員給与規程」の規程により支給される給与及び役員手当とする。

(3) 非常勤役員

非常勤役員報酬は、下表の手当のほか、通勤に要する費用の相当額として勤務日あたり2,000円を支給する。

役職名	役員手当 (月額)
副理事長	30,000円
監事	30,000円

3 他の地方独立行政法人の状況

別紙のとおり

他の地方独立行政法人の役員報酬等の状況

(1法人1病院の例を記載)

	設置主体	病床数	理事長		副理事長		理事		監事		役員手当等 (理事長の額を記載)	賞与	退職金
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			
長野市民病院(案)	長野市	400	1,034,000 (指定職6号)		817,000 (指定職3号)	30,000/日 1名	705,000 (指定職1号)			30,000/日	役員手当 理事長200,000/月	3.1ヶ月/年	月額×年数
岐阜県総合医療センター	岐阜県	590	865,200 (病院長兼務)		805,460 (副院長兼務)		747,780 (副院長他 職員兼務)	30,000/日 (2名)		900,000/年 (2名)	なし	3.1ヶ月/年 (±20%査定可)	月額×12.5%×月数
市立秋田総合病院	秋田市	458	854,050 (職員兼務)		667,850 (病院長兼務)		579,000 (職員兼務)	30,000/日 (1名)		50,000/月 (2名)	なし	2.95ヶ月/年 (但し、月額×1.2)	(職員の退職金規 程を準用)
下関市民病院	下関市	436	800,000 (病院長兼務)		700,000 (副院長兼務)		600,000 (副院長他 職員兼務)	30,000/日 (1名)		30,000/日 (2名)	役員手当 理事長250,000/月	(賞与の記載なし)	月額×年数
りんくう総合医療センター	泉佐野市	388	1,005,000 (専任)		753,000 (病院長兼務)		(規程無し) (副院長他 職員兼務)	50,000/月 (3名)		50,000/月 (2名)	なし	期末・勤勉 (±20%査定可)	月額×年数 ±20%で査定
明石市立市民病院	明石市	357	939,000 (地域医療監)		714,000 (病院長兼務)		554,000 (副院長他 職員兼務)			30,000/日 (2名)	(職員兼務の場合) 役員兼務手当 理事長200,000/月		
大牟田市立病院	大牟田市	350	730,000 (病院長兼務)		639,000 (副院長兼務)		579,000 (副院長他 職員兼務)	50,000/月 (不在)		50,000/月 (2名)	(職員兼務の場合) 役員兼務手当 理事長200,000/月	3.1ヶ月/年 (±20%査定可)	月額×0.3×月数
さんむ医療センター	山武市	312	950,000 (専任)				500,000 (病院長他 職員兼務)	13,000/日 (不在)		13,000/日 (1名)	役員手当 理事長70,000/月	3,600,000/年 (理事長)	なし(職員兼務の場 合は規程による)
新小山市立市民病院	小山市	300	730,000 (病院長兼務)		639,000 (不在)		579,000 (副院長兼務)	20,000/日 不在		20,000/日 2名	(職員兼務の場合) 役員兼務手当 理事長200,000/月	3.0ヶ月/年	月額×年数

地方独立行政法人長野市民病院 役員報酬等規程（案）

平成28年4月1日

規 程 第 〇 号

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、役員手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 役員が職員を兼ねるときの役員報酬は、地方独立行政法人長野市民病院職員給与規程（平成28年規程第〇号。以下「職員給与規程」という。）、並びに地方独立行政法人長野市民病院非正規職員給与規程（平成28年規程第〇号。以下、「非正規職員給与規程」という。）の規定により支給される給与及び役員手当（ただし、時間外勤務手当を支給している者は除く）とする。

（報酬の支給日）

第3条 常勤の役員報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤の理事の報酬は、非常勤の理事が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

3 非常勤の監事の報酬の支給日については、理事長が別に定める。

（基本給）

第4条 基本給は次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額1,034,000円
- (2) 副理事長 月額 817,000円
- (3) 理事 月額 705,000円

（役員手当）

第5条 役員手当は次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 200,000円
- (2) 副理事長 月額 150,000円
- (3) 理事 月額 120,000円

（地域手当、通勤手当及び単身赴任手当）

第6条 地域手当、通勤手当及び単身赴任手当の額及びその支給方法は、職員の例による。

（賞与）

第7条 賞与は、毎年5月31日及び11月30日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日の属する月に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 常勤の役員賞与の額は、基準日における基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する

場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における常勤の役員としての在職期間の区分に応じて、地方独立行政法人長野市民病院職員給与規程施行要綱第9条1項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。（以下「法」という。））第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された常勤の役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

（非常勤役員の手当等）

第8条 非常勤役員の手当の額は、次のとおりとする。

(1) 副理事長 日額30,000円

(2) 監事 日額30,000円

2 前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額として勤務した日1日につき2,000円を支給する。

（役員退職手当）

第9条 常勤の役員（職員を兼ねる場合を除く）が退職（任期満了又は死亡の場合を含む。）したときは、退職手当を支給する。

2 非常勤役員には、退職手当は支給しない。

3 常勤の役員に支給する退職手当の額は、退職時の基本給に常勤役員として在職した年数を乗じて得た額とする。

4 前項の退職手当の額を定めるに当たっては、任期期間中における業績評価の結果、業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項に規定による退職手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

5 傷病又は死亡により退職したときは、前2項の規定により算定した金額に退職時における給料月額100分の150（業務上の傷病又は死亡により退職したときは100分の200）に相当する金額を加算して支給する。

6 第1項の在職期間の計算は、地方独立行政法人長野市民病院職員退職手当規程（平成28年規程第〇号）の適用を受ける職員の例による。

7 前4項に規定する退職手当は、第2項の業績評価の結果を受けた後、支給する。

8 法第17条第2項（第1号を除く。）又は第3項の規定により理事長を解任された場合は、退職手当は支給しない。

(旅費)

第10条 役員が職務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(災害補償)

第11条 職員(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条に規定する職員をいう。)

以外の役員のうち労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定の適用を受けないものの災害補償については、同法の例によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 役員の報酬及び退職手当の支給方法、支給制限等については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。